

## 議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	平成30年11月26日
開 会 時 刻	午前9時57分
閉 会 時 刻	午前10時12分
出 席 委 員 名	◎世古 明    ○品川幸久    中村 功    北村 勝
	辻 孝記    吉岡勝裕    浜口和久    中山裕司
	西山則夫（議長）
	鈴木豊司（委員外議員）
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	中村 功    北村 勝
担 当 書 記	木下喜之
審 査 案 件	1 12月定例会の議事日程について
	2 本会議・委員会における欠席の届出について
	3 書画カメラの取扱いについて
説 明 者	議会事務局長、議会事務局次長

## 会議の概要

世古委員長、開会を宣言。

議長発言の後、会議に入り、会議録署名者に中村委員、北村委員を指名決定した。

はじめに、「12月定例会の議事日程について」を議題とし、玉置局長から別紙のとおり説明を行ったところ、発言もなく、事務局の説明のとおり決定した。

次に、「本会議・委員会における欠席の届出について」を議題とし、玉置局長から別紙のとおり説明を行ったところ、発言もなく、事務局の説明のとおり決定した。

次に、「書画カメラの取扱いについて」を議題とし、玉置局長から別紙のとおり説明を行ったところ、辻委員から、事前申請が必要であるかとの質問があり、事務局から、従前のパネル使用の場合と同様の取り扱いであることの説明がされた。他に発言なく、本件についてはこの程度とした。

この後、委員会を閉会した。

上記署名する。

平成30年11月26日

委員長

委員

委員

## 【12月定例会の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

12月定例会に提出されます案件は、お手元の案件表のとおり、当局提出案件としまして、議案が第86号から第113号までの28件と、報告が第12号から第14号までの3件、計31件でございます。

内訳を申し上げますと、議案につきましては、補正予算が7件、条例が8件、指定管理者の指定が9件、市有財産の取得が1件、損害賠償関係が1件、市道関係が1件、人事案件が1件、そして、報告が3件でございます。

また、議会提出案件といたしましては、12月11日に任期満了となります、常任委員会・委員、及び議会運営委員会・委員のそれぞれの選任議案2件でございます。

それでは、お手元の日程案を御覧ください。

12月定例会は、12月3日・月曜日に開会、12月19日・水曜日までの17日間をお願いいたします。

会議規則の規定による休会日は、12月8日、9日、15日、及び16日でございます。

まず、12月3日・月曜日は、午前10時に本会議を開会いたします。議案等・説明員の報告等、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行い、続いて、会期の決定をお願いいたします。

次に、「議案第86号」から「92号」までの補正予算7件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第93号」から「100号」までの条例議案8件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第101号」から「109号」までの、指定管理者の指定議案9件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第110号」の市有財産の取得に関する議案1件を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第111号」の和解及び損害賠償の額を定めることに関する議案1件を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第112号」の市道関係議案1件を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

ここで本会議を休憩し「全員協議会」を開会いただくことといたしております。協議案件は、「伊勢市・教育委員会委員について」でございます。人事案件でございますので、秘密会としていただきます。

全員協議会の閉会后、本会議を再開していただき、「議案第113号」の人事案件1件を上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

なお、採決につきましては、本定例会において、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

以上で、この日は散会となりますが、本会議散会后に、「広報検討分科会」をお願いすることといたしております。

次に、4日・火曜日ですが、午前10時に本会議の継続会議を開き、常任委員

会、及び、議会運営委員会の委員の選任をお願いいたします。

なお、議事整理のため暫時休憩を挟みながら、3ページ欄外にあります選任等をお願いすることになろうかと存じます。

役員改選には、4日と5日の2日間を充てることとしておりますが、その成り行きによりましては、議会運営委員会、各派代表者会議、全員協議会を、適宜、お開きいただくこととなりますので、あらかじめ御承知おきください。

これらが全て終了いたしましたら、散会となります。

質疑・一般質問の通告につきましては、5日・水曜日の正午となりますので、御注意いただきますようお願いいたします。

通告書につきましては、記載例を参考に、具体的に要旨をお書きの上、必ず、発言者御本人から提出していただきますよう、お願いいたします。

6日と7日は、議案の精読のため、議決で休会としていただきます。

次に、10日・月曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開きいただき、質疑・一般質問の順番等をお決めいただきます。

その後、午前10時に本会議の継続会議を開き、まず「議案第86号・外6件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ関係常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第93号・外7件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ所管常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第101号・外8件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ所管常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第110号」を上程し、質疑の後、産業建設委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第111号」を上程し、質疑の後、教育民生委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第112号」を上程し、質疑の後、産業建設委員会に審査付託いたします。

次に、一般質問の通告がありましたら、ここで一般質問をお願いすることといたしております。

以上で、この日の日程は終わり、散会となります。

一般質問は、10日から12日までの3日間を充てておりますが、質疑・一般質問が早く終了した場合は、残る日程を、議決で休会としていただく場合もありますので、ご承知おきください。

なお、12日・水曜日でございますが、議会運営委員会、及び常任委員会の新たな委員の任期が12日に始まりますことから、12日の本会議散会后、議会運営委員会、及び3常任委員会を順次、お開きいただき、それぞれ正副委員長の互選をお願いいたします。11日までに質疑・一般質問が終了した場合でも、12日をお願いいたします。

なお、各種委員の推薦のため、協議会をお開きいただくこともありますので、ご承知おきください。

次に、「常任委員会」につきましては、12月13日・木曜日、14日・金曜日、及び17日・月曜日を充てております。

次に、18日・火曜日は、議事整理のため議決で休会とさせていただきます。

次に、最終日の12月19日・水曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開き願ひ、この日の議事について御審査いただきます。

続いて、午前10時に本会議の継続会議を開き、まず「議案第86号・外6件一

括」を上程し、関係常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第93号・外7件一括」を上程し、所管常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第101号・外8件一括」を上程し、所管常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第110号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第111号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第112号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「報告第12号」から「14号」までの3件を一括上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

なお、討論をされる方は、前日の12月18日・火曜日、正午までに、討論の通告書を御提出いただきますようお願いいたします。

以上で、12月定例会提出の全議案を議了し、閉会となりますが、議会閉会后、「全員協議会」をお開きいただき、必要な場合には、各種委員の推薦をお願いいたします。

また、全員協議会閉会后に、「議会のあり方調査特別委員会」をお開きいただき、必要な場合には、分科会委員の選任をお願いいたします。

次に、最後になりますが、議会のあり方調査特別委員会・閉会后に「広報検討分科会」をお願いすることといたしております。

以上のとおり、日程案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

### **【本会議・委員会における欠席の届出について】**

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

会議規則では、「議員（委員）は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長（委員長）に届け出なければならない。」とされており、これまで、欠席の際は口頭での届け出をいただいております。この運用を欠席届の書面提出に改めたいと考えます。

つきましては、本会議・委員会を欠席される際には、別紙欠席届を当日の開議時刻までに議長・委員長に提出いただくこととし、当日緊急に欠席することとなった場合には、いったん従前どおり口頭で伝えていただき、後日欠席届を提出いただく運用でお願いしたいと考えます。

なお、分科会も、これに準じることでお願いしたいと存じます。

以上、本会議・委員会における欠席の届出について、御説明をいたしました。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

## 【書画カメラの取扱いについて】

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

質疑・一般質問を補完するため、パネル、写真その他の物品を、議場又は委員会室に持ち込むことができるよう、平成23年から運用を行ってまいりましたが、このたび、庁舎改修に合わせて、議場内の質問席に、書画カメラを設置いたしました。

これにより、A4サイズ原稿を、議場内の大型モニターに映すことができるようになりましたので、ご活用いただければと存じます。

以上、書画カメラの取扱いについて、御説明いたしました。